

第一百一回 参議院社会労働委員会會議録第十九号

昭和五十九年八月三日(金曜日)
午後十時開会

委員の異動
八月三日

辞任

大森 昭君

補欠選任
和田 静夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

石本 茂君

遠藤 政夫君
佐々木 満君
浜本 万三君
中野 鉄造君

委員

大浜 方栄君
金丸 三郎君
斎藤 十朗君
関口 恵造君
曾根田 郁夫君
田代 由紀男君
田中 正巳君
村上 正邦君
森下 泰君
永久 八重子君
本岡 昭次君
和田 静夫君
中西 珠子君
山中 郁子君
柄谷 道一君
下村 泰君

国務大臣

内閣総理大臣
厚生 大臣

中曾根康弘君
渡部 恒三君

政府委員

総務庁長官官房
審議官

佐々木晴夫君

防衛庁経理局長
大蔵省主計局次
長

穴倉 宗夫君

兼内閣審議官

保田 博君

厚生大臣官房長

幸田 正孝君

厚生大臣官房総
務審議官

小林 功典君

厚生大臣官房審
議官

古賀 章介君

兼内閣審議官

新田 進治君

厚生大臣官房審
議官

黒木 武弘君

厚生大臣官房会
計課長

吉崎 正義君

厚生省健康政策
局長

大池 眞澄君

厚生省保健医療
局長

水田 努君

厚生省保健医療
局老人保健部長

竹中 浩治君

厚生省生活衛生
局長

正木 馨君

厚生省業務局長

持永 和見君

厚生省社会局長

小島 弘伸君

厚生省児童家庭
局長

吉村 仁君

厚生省保険局長

吉原 健二君

厚生省年金局長

入江 慧君

厚生省援護局長

坂本 龍彦君

社会保険庁長官
官房審議官

長門 保明君

社会保険庁医療
審議官

朝本 信明君

事務局側

社会保険庁年金
保険部長
兼内閣審議官

常任委員会専門
員 今藤 省三君

本日会議に付した案件

○健康保険法等の一部を改正する法律案内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(石本茂君) ただいまから社会労働委員
会を開会いたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 私はまず総理に、財政再建と社会
保障の関係について尋ねます。

財政再建を進めるといふことも大変大事なこと
ではあります。社会保障の犠牲によつて財政再
建を進めるといふ路線をとることはこれは納得す
るわけにはまいりません。政府の立場から言え
ば、やむを得ずといふ、そういう修飾語がつくの
でありまして、五十九年度の予算編成は、福
祉、社会保障を後退させた予算であった。これは
予算委員会などでもいろいろ意見伺ったところ
であります。この点の総理の御認識をまず承
つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず、政府提案の法
案に対して、夜遅くまで御審議していただき
ますこと、感謝を申し上げ次第でございます。
次に、ただいまの和田さんの御質問でございま
すが、社会保障のみを犠牲にしてやるといふこと
は全然考えておりません。しかし、百二十二兆に
及ぶ公債を来年三月には抱えるという状況のもと
に、臨時行政調査会の答申を守り、かつ増税なき
財政再建、あるいは六十五年度に赤字公債依存体
質から脱却する、こういう政府の既定方針の道を

推進してまいりますためにはやはり各方面にわた
つて相当の合理化を行わざるを得ない、そういう
面におきまして聖域を設けられないでそういう考えを
推進するということを申し上げてきた次第でござ
います。そういう中の一環として厚生省関係等の
予算におきましてもかなりの御迷惑をおかけした
わけでございます。

しかし、社会保障を犠牲にしてそれを行おうと
いうそういう考えに立つてそれを行ったのではな
くして、予算全般を見まして全般的バランス等々
も考えつつそういう措置を行ったと、このように
御理解をお願いしたいと思うのでございま
す。

○和田静夫君 いかように言われましようとも、
例えば今この審議している健保の給付率の低下、
本人一割負担の導入、これはもうやっぱり明確に
社会保障の後退であると言わなければなりません。
それとも中曾根総理としては、行き過ぎた
社会保障給付を是正をされたとも考えていらつ
しやるわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 行き過ぎた社会保障
を是正しようという考えは毛頭ございません。
今回の原則二割、当面一割ということをお願い
いたしましたのは、やはり医療保険制度全体の長
期的安定あるいは合理化、特に世代間の公平を維
持する、そういう観点に立ち、かつまた、給付と
負担の公平あるいは将来における一元化というこ
とを目的にいたしまして、いざ将来は国民健康
保険もあるいは健康保険も八割給付というよう
なことに統合しよう、そういうような考えに立ち
まして、その一つの段階としてこのような措置を
行いつつあるのをごいまして、社会保障関係が
突出しているからそれを削減しよう、そういう
考えでやったものではございません。

○和田静夫君 かなりの時間をかけて厚生大臣そ

の他と論議をしてきた中で、乱診乱療を防ぐ、患者に医療費の実態を知ってもらう、その意味では過剰な診療を防ぐということになるだろうという、その行き過ぎの是正というような論議展開は衆参両院を通してあった論議の展開なんですかね。総理は、そういう点はどういうふうにお考えになっていらっしゃるんですか。

○国務大臣(中曽根康弘君) それは、医療保険制度の合理化という面においては、そういう面が目につけられた点もあると思います。あるいは薬価基準の引き下げという点も、合理化という面においてはあったと思います。

○和田静夫君 例えば患者が医療費を知った、そういうことによって過剰診療がなくなるといふうに言い切ることができる総理はお考えになりますか。

○国務大臣(中曽根康弘君) それは一つの理由にはなり得ると思いますが、そのみで医療費が減るといふようなことは考えることはできないと思っております。

○和田静夫君 私は総理が、乱診乱療を防ぐというときに、患者がこの医療費の大きさを知るといふことを一面で認めることされるならば、例えば明細書を義務づける、そういうことをやるという一つの手法があると思うんですが、そういう点については、総理は御見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 今回の措置で定率制ということをお考えしておりますのは、やはり自分がかかった病気についての程度医療費がかかっているかという点を患者さんに認識してもらう一つの場合を提供するという点もあると思います。

そういう面が、医療に対する国民の関心と認識を呼び起こすという点もあると思っております。しかし、レシートをその都度その都度要求する、そういうお考えも一面にはなきにしもあらずでございますけれども、それがお医者さんの側にすれば非常に煩雑な手数を呼んだりしたりすると、そういうような不便という面もまた他面考えて、能率性という面も考えなければいかぬと考

えております。

○和田静夫君 来年度の予算編成であります、社会保障はどういう形で位置づけられますか。さらに大幅に削り込んでいくというようなことが起こらない、そういう保障があるというふうな踏んでおいてよろしいでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 来年度の予算編成につきましても、先般閣議で来年度の概算要求の基準というものををつくりまして、それによって各省は作業を始めていくというところでございます。これにつきましても、やはり各経費の性格によりまして寛厳のずかかなる基準をつくり、ある場合にはマイナス〇%、ある場合にはマイナス五%、ある場合には手をつけられない、ある場合には重点政策については特別に考慮をする等々の政策的な考慮もいたしまして、その上である程度一律的なやりません、実際は各省庁ともみんな大事な仕事を抱えておるわけでございまして、細かいところまで選別して概算要求のときに重点化するということは非常に難しい。むしろそういう問題は予算編成の過程において各省庁の見識に任せ、そういう方が実地にも合ひ能率的でもある、そういう考えに立つて予算編成基準を作成し、今後運営していく次第でございます。

厚生省予算は、医療費、年金等で非常に膨大な額にわたっておりますが、年金等々につきましても、これは給与との関係もありまして、いろいろ特別にも考えてきておるところでございます。そういうような弾力的な配慮もしつつ、合理的と思われる基準で今回も編成しつつあるということとを、御理解いただきたいと思います。

○和田静夫君 社会保障全体をとらえて、現行の給付水準というのは、中曽根総理のもとにおいては、中曽根内閣としては維持をされていく、そういうふうな踏んでおいてよろしいですか。

○国務大臣(中曽根康弘君) いずれ医療につきましても将来これを一元化したい、その一元化の基準というものは大体八割見当と、そういうことで国保も健康保険等も一元化したいという将来展望

を持ってこれからも努力していきたい、そう思っております。そういう一つの過程として今回の措置等もお考えいただければありがたいと思う次第でございます。

○和田静夫君 お隣の厚生大臣は私どもとのいろいろのやりとりの中で、当然増の六千億から七千億円の譲れないと答えられたわけですが、六千五百億円なければ厚生省の予算編成は困難であるという強い姿勢をお持ちになって大蔵大臣との折衝に臨まれたわけですから、そのことは私にも答弁をされているわけでありまして、

ところが、実際の概算要求基準は、これはもう総理は御存じだと思いますが、約三千五百億円というふうな発表になったわけですね。そうすると、当然増経費の半分弱を削り込まなきゃならないというところになってきているわけですね。どこかを削って三千億円を浮かさなければならなくなっている。

そこで何を削るか、こういうことになろうと思うのでありますが、現行の給付水準を維持していきたいつづつ何を削るかということになりますと、総理には何か御構想がございましょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 先ほど申し上げましたように、厚生省は膨大な予算量を持っておりますので、ほかの省から比べますと、そういう犠牲をしようとする省は少ないと思います。大変我々も恐縮もし、今までの厚生省当局の御協力については非常に感謝をしておりますのでござい

ます。今回の概算要求につきましても和田さんおっしゃるような情勢であることは事実でございますので、三千億円に及ぶこれらの問題は、厚生省の枠内におきまして、厚生省が独自の見解でいろいろ重点化を考えていただいて処理をしていただく、十二月までにいろいろ作業を願う、そういう考えに立つておる次第でございます。

○和田静夫君 先ほどの御答弁の中にもありましたが、現行の給付水準を大枠では維持をされるといふ発想であるとするならば、それに応じたこの

国庫負担というものは保障される必要がありますね。この点は明確にしておく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 大体、今の健康保険関係の皆さんの負担の水準というものは余り変えたくない、そういう希望を持っておるわけであり

ます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、将来いろんな各般の保険関係の一元化ということを考えて、八割見当という目標を持っており、そこへ近づけていくという努力をしていきたいと思っております。保険料その他における国民負担という面についてはさほど激変を起ささないように、我々は当然考慮すべきことである、こう考えております。

○和田静夫君 八割給付統合論が理論的には破綻を示しているというところは論議の中で明らかにしましたし、後ほど私は指摘をいたしますから、そのところはまずおいておいて次の問題に入ります。

行革審は、児童手当の抜本的見直しを求めています。これについては、私は関係審議会で十分に審議を尽くして、また、国会でも十分論議を深める必要があると考えています。

五十九年度の予算では、財政の論議が先行して、社会保障を進めるといふ観点からの議論は、私はある意味では甚だ不十分であったと思っております。社会保障制度審議会の答申は、そのような意見を述べているわけですね。私は、この社制審の意見を中曽根総理は六十年予算編成に生かす、そういう立場をお持ちになる必要があると思っております。したがって、制度改革に関する部分については慎重であるべきだと考えるのであります。総理の見解を伺います。

○国務大臣(中曽根康弘君) 児童手当につきましても、中央児童福祉審議会が検討中でございますし、その審議会の意見を踏まえて対処したいと思っております。制度改革にわたります問題は、非常に技術的な

問題もありますので、厚生大臣から御答弁いたします。

○国務大臣(渡部恒三君) 和田先生御案内のように、六十年度の予算の基準、一番心配しておった年金と医療費、これは、高齢化に伴う必然的な増額についてある程度の特異性というものを大蔵省にお認めいただいて、これで四百億あるわけでございます。何とか今後工夫して、来年度大きな制度改革を行って、福祉の水準を引き下げるといふようなことはやらないで、来年度工夫をして予算をつくってまいりたいと思っております。

○和田静夫君 総理、今御答弁になった厚生大臣は、来年度に児童手当の見直しは行わないと本委員会に約束されました。そこで、厚生大臣がやらないと言われたものを、総理が見直しに手をつけるというように私にはならないと思ふのであります。いかがでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) これは先に私から申し上げてありますが、和田先生からの御質問に、私は、今のところ省としての方向が決まっているわけではございませんが、私個人としての私見を申し上げさせていただきます。この児童手当というものは非常に重要だと思つていて、この意味のことを申し上げ、同時に、これは児童福祉審議会で今審議をいただいておりますから、正式にはこの審議の経過を踏まえて決めるということをお願いしております。私は残したいと思つておりますが、必ず総理は私どもの意向を考慮してくださるものと思っております。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど来申し上げましたように中央児童福祉審議会で検討中でございますから、その答申を見ましてこれに対処いたしたい。答申の出る前に政府としての公式な見解を出すことは、審議委員の皆さんに失礼に当たるだろうと私は思つておるわけで、答申を尊重するといふ立場に立つてお待ちしたいと思つております。

○和田静夫君 生活保護についてであります。不正受給などをやめさせるということは当然だといひましたが、私は、これはもう制度には手を

つけるべきではないと考えます。生活保護というのは、社会保障制度の根幹をなしているからだと思います。したがって、生活保護の給付水準の切り下げ、これはだれがどう見ても福祉の後退となるわけでありまして、中曾根内閣はこの福祉後退内閣という名を永遠に残すのではないかと私がゆゑに、私は老練心から危惧するわけでありまして、生活保護には手をつけたい、国の責務として財源保障を含めて守り抜くという決意があつてしかるべきだと思つていますが、総理いかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 生活保護は非常に大事な項目であると思つております。したがつて、いづれにせよ生活保護を受けられている方々の受給の程度というものに支障を来たすことはいふにはすべしであると思つていますが、その仕組みをどういふふうにするかということは今後予算編成の過程において検討させていただきたいと思つております。

○和田静夫君 来年度の予算編成に関連いたしまして、どうもちよつと、予算委員会中曾根総理といういろいろやりとりしたこと、少し危惧が持たれますので確認をしております。大蔵省があれこれと財源探しをしております。E型付加価値税を初めとする大型間接税の導入などというふうなものがこの財源探しの中でまた何か浮上しているような、まさにうわさであります。そういう形が出てくる。これは予算委員会の論議、総理が私に約束されたことを踏まえて、そういうことはあり得ないかと考えていますが、これは再確認であります。いかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) いわゆる大型間接税なるものは中曾根内閣が続いている間はやりませんと先生にお答えいたしました。それは今後守つていくつもりであります。

○和田静夫君 総理、マル優の見直しについては何かお考えお持ちでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは、恐らくグリーンカード制の廃止に対する措置を早晩やらなければならぬ状況になつてきておりまして、それに伴ひまして源泉分離課税というものがいろいろ論議される。現に政府税調におきましてこれらについてもいづれ論議がされるやに承つております。私はその審議の結果をお待ちしたいと思つておりますが、マル優という制度は、これがつくられまいし趣旨というものは、低所得者層に対する特別配慮として行われておるので、これが正しく運用されている、制度の趣旨そのものを生かして正しく運用されているという限りにおいては遺漏はなかつたと思つていますが、やむを得ず、その運用がずさんであつたり、必ずしもそういう低所得者層が恩恵を受けるのみでないような、事実上不正が行われているような批判も厳しく行われてきておる、そういう面からいろいろ御議論が出てきていふと思つております。

私個人の考えでは、まだ政府として正式に決めたわけではございませんが、本当に低所得者層としてマル優の適用を受ける方々についてはそういうような恩恵と申しますか、特別の配慮といふものは維持された方がいいのではないかと、そう思つております。

○和田静夫君 この法律案の被用者本人に割を負擔させるというところは、これは労働者の世帯にはかなり大きな負担増を強いることになります。高額療養費の自己負担限度額が五万一千円といたしまして、窓口では一割をそのまま支払わなくてはならない。その上差額ベッド代、付添婦代などを支払う、これは大変な負担増になるわけでありまして、その辺はどういふふうな見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 高額療養費制度につきましては、今のようなお考えから与野党におきましていろいろ御議論もあり、お考えもあり、いろいろな話し合いの結果、ある一定の一応の結論に到達したやに承り、それを法律あるいは政令において改正する、そういうような議論がまとめられつつあるやに聞いておりますが、与野党のその御

決定につきましては、政府としてはこれを尊重してまいりたいと、そう考えております。

○和田静夫君 先ほど総理が本則の部分に触れて言われたことでありますが、実は、一割負担でも家計に大変なしわ寄せがある、その上二割がいずれ導入されるというふうなことになるやと、これは大変な負担増になるわけでありまして、その点についての総理の御認識を承つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 確かに、今まで恩恵を受けられた方々が負担増を強いられるということとはまことに遺憾でございますが、我が国における医療制度全般の体系と、それから二十一世紀を踏まえた将来にわたつての長期的持続安定、あるいは制度を維持していくための世代間の公平性の保持、そういう面を考えてみますと、例えば、国民健康保険においては七割しか給付が受けられない、片方は十割給付を受けられている。それには理由があつて、高い掛金を出している、そういう正当な理由もあるわけでございますが、しかし、長期的に見た場合に、やはり同じ国民としてできるだけ公平性を維持してあげたいというふうな点から一元化ということを考えておるわけでございます。その点は、甚だ遺憾ではございますけれども、将来の八割給付、そういう面ではいろいろ御配慮をいただきたいと思つております。

そのかわりと言つては変でございますが、退職者保険という新しい制度を設けてそれらに対する若干の制度的配慮というものも持つておる次第なのでございます。

○和田静夫君 この患者負担の問題につきましては、実は総理、私はここで独自の試算を幾つか示したわけでありまして、厚生省側からの答弁を受けながら、なるべくそれに従う立場で試算をやり直しまして、そして幾つかの試算を示しまして論争を交わしてきていたわけですが、実は、総理はそういうふうな言われませんが、私が示した試算によれば、本人十割給付を維持してその他の給付を九割に近づけることが保険財政上可能であると

いうことを私は立証いたしました。また、保険料収入を少な目に見積もったとしても、政府の言う八割給付での統合を導く数字というのは実は出てこないことも立証しました。つまり、八割統合論の根拠が薄弱であるということを私は証明をいたしました。

したがって、将来給付を統合するにしましても、九割以上の線で統合可能であるということを実は私は具体的な数字を挙げて証明をしたわけでありました。

私は、薬剤費の伸び率を物価上昇率程度の三％に抑え、総国民医療費の伸び率を国民所得の伸び率以下に抑えることができると主張いたしました。保険局長は、薬剤費を三％程度の伸びに抑えることは不可能ではないと答弁をされました。薬剤比率を二％程度に落とすことの可能性もこれは是認をされました。そのように医療費総額を抑制することができるとあるならば、保険料収入の伸びによって一九八〇年代のいつかには平均給付率を九割の水準に持つていくことが可能であること、それが実は私と厚生大臣以下との論議の中で証明されたと思っているんですよ。

そういうような私の試算に対して厚生省試算というのは、給付率をあらかじめ六十一年度から八五％に抑えることを前提にしたために保険料収入を過小に見積もってしまうという破綻を招いているのであります。結局私を納得させる具体的な数字というのは、政府側からは残念ながら提示をされませんでした。したがって私は、論議の展開においては私の試算と私の主張が正しかったと今でも思っています。厚生大臣も腹の中ではそのようにお思いになつてはいるはずであります。

したがって、総理、私は依然として本人十割給付を維持すべきであり、八割統合論には依然として反対であります。保険財政上からも八割統合の根拠は出てこないものであります。このところは総理としても再認識をしていただきたいと思うのであります。いかがでしょう。

○国務大臣(中曽根康弘君) その点は政府は遺憾

ながら見解を異にしております。

やはり基本的な趨勢としては、高齢化の進展、あるいは疾病構造の変化、あるいは医療の高度化、こういうようなものはかなり今後進んでいくと思われまふ。そういうような大きな面を考慮して、特にまた国民健康保険という大きな重い荷物をしよつておりますという情勢等も考えてみますと、やはり政府が考えている線で行くのが妥当であり安全である、そのように考えておる次第でございます。

○和田静夫君 将来給付率を統合する際には、今の私の指摘を踏まえて十分慎重に対処するという趣旨の厚生大臣の答弁がさきにございましたが、給付率九割以上の線での統合が十分実施可能であるという点については、これはやっぱり総理と深く認識を異にしておりまして、

しかも、総理の答弁ではありませんけれども、数字的にも論理的にも明確に納得をさせることができず、論議の中では政府原案の背景になつていく論議構造は破綻をしている。これはやっぱり鋭敏な総理としては、間違ひは間違ひとしてその基本の部分については改めさせる指導ぐらひは私はおやりになつてしかるべきだと思つておりますが、そういう決意をお持ちにならうとは思ひません。

○国務大臣(中曽根康弘君) その点は、政府も慎重でありまして、衆議院段階におきましても私は答弁を申し上げたのでございますが、いつ移行するかという時期については国会の御承認を求めると、そのときの議会の皆様方のお考えや国民世論の趨勢というものも考慮すべき点であると同時に、やはり今後の医療費の動向とかあるいは財政事情とか、あるいは国民負担の情勢とか、そういうものをすべて勘案しながら検討していくべき題材である、そのように考えておる次第でございます。

○和田静夫君 したがって、総理としては統合の際にはやみくもに八割というものに固執をするつもりはないんだ、そういうことはちゃんと頭の中

に描きながらそのときに対処をされるというふうにお考えになつていらっしゃるというふうな今の御答弁とつておいてよろしいですね。

○国務大臣(中曽根康弘君) 結構でございます。現行法を野党で合意をしていただきました線です。事実上の変更あるいは法的修正等々を行う必要があれば、与野党合意のとおりそれを実行して、それによつて推移を見つつ、今申し上げたような諸条件を勘案しつつ我々は考えていく、そういうこととまいりたいと思つております。

○和田静夫君 少し具体的な問題に入りますが、どうしてもやっぱり政治的決断が私は必要だと思つたがゆえにあえて総理に問うのであります。一つは高額療養費についてなのであります。

現行の個人単位の算定方式から、家計単位あるいは疾病単位の算定方式に移す必要があると私は主張してまいりました。局長以下技術的な問題で若干の論議があつたのであります。私は、家計という点からするならば、その一家の月々の可処分所得に対して一定率を超えないという基準が必要であると考えているわけでありまして、総理、そういうような考え方に基いて高額療養費の額を決めていくということが私は医療保険制度の所得再配分機能を維持するために必要なことであると考へますがゆえに、そういうような考え方をとることの是非についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) おつしやいますように、個人的な負担という関係から家計全体への負担という発想を御指摘していただきましたことは、我々も重大な御指摘ではないかと考へます。特に、長期療養者とか世帯で複数の病人が出た場合等に負担の軽減が図られるように措置をするというふうなお考え、与野党の折衝等も踏まえて、現行の事務処理面の制約のもとでなし得る限りの可能な改善の措置を講じたいと、そう考へております。

○和田静夫君 その場合に、長期療養者に対する

高額療養費の軽減についてですが、これは、私は一定期間を過ぎますと自己負担をゼロにしていこうという措置が必要であると考えているのであります。総理はいかがお考えでしょう。

○国務大臣(中曽根康弘君) この長期療養者について、もう一つ考へるところがなければならぬ。この点についても野党側の御指摘もありましていろいろ与野党で協議がなされたようでございますが、その合意点につきましては、政府はこれを尊重して実行してまいりたいと思つております。

○和田静夫君 総理、例えば腎臓病の人工透析にかかつている人は、これは一生五万一千円を支払い続けなければならない。この人工透析の必要な患者については負担が軽減されなければやっつけけないと考へて至当だと思ふんです。そういうふうにお考えになりませんか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 人工透析なんかは、おつしやるような一つの考へべき例であると思ひます。

○和田静夫君 高額療養費の立てかえ払い分についての融資制度が必要だと考へるのですが、仮にこの融資制度が創設されたとする、私は、当然無利子の融資でなければならぬと思つております。そうでなければ意味がないと私は考へております。この点、総理のお考えをお聞かせたいのであります。この制度というものは、本来その場で保険者が支払わなければならない金額を被保険者が立てかえらなければならないというふうに考へてはいるわけですが、そういうふうには認識しておいてよろしいですか。

○国務大臣(中曽根康弘君) この点についても、与野党でいろいろ御協議がなされたようでありまして、その合意点につきましては我々も共鳴する点でございます。その合意のようにより実行したいと思ひます。

○和田静夫君 退職者医療制度に国庫負担をほとんど導入しないというのでは、高齢化社会に向けての政府の責任はどうなるのかと考へるわけ

す。政府の果たすべき役割を果たしていかないという点になるのではなからうかと。この点は、高齢化社会の社会保障を政府が責任を持って担うという見地から、一定の段階で見直されるべきであるというふうに考えるのでありますが、御見解を伺います。

○国務大臣(中曾根康弘君) この点につきましては、被用者保険全体として見れば拠出能力はあると、そのように政府は考えておまして、個々の保険者も、その負担能力に応じて費用を負担することとされておる、これでいいのではないかと、そう思っております。

○和田静夫君 特定療養費制度の導入に絡んでの話であります。入院時の給食代が差額扱いされるのではないだろうか。入院患者の食事に自己負担が導入されるのではないだろうかという危惧があります。このところは局長ですか、その点いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 食事代につきましては、現行どおりでいくという方針でございます。○和田静夫君 これは、今の答弁は、長い将来にわたって現行どおりにいくというふうに認識しておいてよろしいですね。

○国務大臣(中曾根康弘君) 現在の状態のもとにおいて、それを続けていきたいと考えております。○和田静夫君 五人未満事業所の政管適用拡大についてであります。段階的に適用の拡大を図りたいとの意向のようでもありますけれども、総理、これは私の質問のときにも申しましたが、実行計画を策定するべきだと考えているんですが、政府としてはそういうお考えをお持ちになりませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 五人未満の事業所の社会保険の適用については、法人の事業所については六十一年の四月から三年の間に段階的に適用を行うこととしております。その具体的な実施計画については今後検討してまいりたいと思っております。

○和田静夫君 厚生省のいわゆる長期ビジョンについてであります。このビジョンには具体的な目標数値がほとんど示されていないのであります。やはり具体的な目標数値を政府として示される、そういう義務が私はあると思っております。このところは総理としてもぜひ検討していただいて、そういう指示をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) それはごもっともな御議論であると思えます。

政府としては、医療体系全般について六十五年以降できるだけ早い機会に一元化をやりたい、そういう展望を持って努力していきたいと思っております。その過程につきましても、医療政策の中期ビジョンをつくって具体的な計画が立てられるものについては今後その具体化に努めてまいりたいと思っております。

○和田静夫君 私は、今国会で総理と議論を交わす機会も、もうどうもなさそうでありまして、本来、これは予算委員会が開かれてもつと突っ込んだ議論をするべき国対間の約束になっておったのであります。でもそれが行われそうもありませんので、ちょっと外れたことではあります。一問だけ最後に伺います。

定数は正であります。今国会において総理が提出を見送られる、これは非常に遺憾な措置だと言わざるを得ないのであります。担当の田川自治大臣も強い遺憾の意を先日表明をされておりました。そこで、その遺憾の意というのは私は当然なことだと思っております。総理はこの点はどういうふうにお考えになつてあの決断をされたのでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 定数は正を見送ったあきまればわけじやありません。私は、党の幹部の皆さんに対しても最後の最後まで努力してくれと、そういうことで引き続いて努力をお願いしておるわけでございます。会期が切れるまで、ともかく最後の瞬間まで一生懸命努力してくれるようにお願いをしております。

○和田静夫君 これは予算委員会、担当の自治大臣やあるいは法制局長官とも私は議論をいたしました。あれだけの最高裁判決があつても定数は正が出ないということになれば、総理の解散権そのものについても大変考えざるを得ない。ほほそういう答弁であり、ただ、総理だけは最後にお立ちになりまして、いや、不信任を食ったときなどおれの手の中には解散権があるというふうな答弁がございました。これは記憶していますが、今のお話ではあります。でも八日までの間に、出そう空気もない。

そこで、もし出なかったことを前提として考えてみますと、この定数は正について今後の見通しというのはどういふふうな形になりますか。どういふふうな取り運びを総理としてはお考えになるか。少し長期的に、もし提出できなかった場合の責任問題も考えながら、こうするのだという御構想はございますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 定数は正につきましては、最高裁判所の判決もございまして、やはり行政府、あるいは自民党総裁、立法院の一員といふたしましては、やはりできるだけ速やかに正の措置を講ずることが望ましい、そう考えて努力をしてきたところでございます。今度の議会におきまして、最後の最後まで全力を尽くして、定数は正についてあきらめないで努力してまいりたいと、そう思っております。

○中野鉄造君 まず、総理にお尋ねいたします。去る七月の三十一日、六十年年度予算の概算要求基準が閣議で了解となりました。これを見ておりますと、総理は自民党に対しては、総理と政調会長との覚書によつて十二月の予算編成で党主導のもとに重点的な調整及び編成を行うと、このように言っておられますが、片や、臨行審意見書については最大限の尊重をする、こうして当面は昨年並みのシーリングでいくと行革路線をうたつておられます。どうもこれを見てみますとわかりにくい。何だか整合性がなく、とりよつては、その場その場の糊塗的な表明ではないかというふうな気がしてならないわけですが、来年度に向けて概算要求基準の意味を、国民にわかりやすく御説明していただきたいと、こう思います。

総理は、財政再建のためならば、もうそれこそ内閣の一つや二つぶれてもいいという、こういうかたい決意で取り組んでおられると思うが、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政府は、従来、臨時行政調査会の答申を尊重して最大限にこれが実現に努めるといふ、累次に閣議決定をして公約をし、努力してきたところでございます。

先般、臨時行政改革審議会の土光会長から同じように意見書の提出がございましたが、これにつきましては、政府と与党一体となつて、従来どおり最大限に尊重してこれが実現に努力すると、そういう共同意思決定をしたところでございます。

その線に従つて今回のいわゆる概算要求基準の設定も行った次第であり、予算編成もそういう趣旨に沿つて今後行う予定でございます。

ただ、今回の概算要求基準設定に当たりましては、いわゆるシーリングという言葉を使ひまして、もつとも閣議決定とか公式文書でシーリングという言葉を使ったことはないでございまして、これは我々が日常の用語として使つてきたのでございまして。しかし今回は、今までにない概算要求基準という言葉を使ひました。これは概算要求基準について、こういう基本的な構えに立つてやつてもらいたいというスタンスを示したとお考え願ひたいと思つております。それは昨年並みにやるということを決めておきまして、すなわち先ほど申し上げましたような配慮のもとに、マイナス一〇%及びマイナス五%の枠をつくつた。もちろんさわるなものもありません。あるいは重点的に考慮されたものもございまして、これは昨年並みにすべてやつておるわけではございますが、そういう趣旨に沿つてマイナス五%、マイナス一〇%の基準をつくつた、こういうことでございまして、これによつて各省がこの八月中自分の省の仕事

について編成をいたしまして、これを要求として大蔵省に持つてくるわけでございます。大蔵省はそれを九月以降集計してこれを調整してまいらるわけで、その間に今回は与党である自由民主党に対していろいろ報告もするし、また意見も聞く。最終的には十二月の予算編成において、これは議院内閣制でございますから、与党の意見も十分聞き、与党主導のもとに重点的に調整を行う、そういうことを決めたいわけで、これは例年やっていますことでもあります。十二月には与党との間で協議をいたしまして、最終的には三役一任であるとか、あるいはマル政事項であるとか、そういうふうな与党が選別を行って選択してきておるわけでございます。そういうふうなやり方でことしもやっていく、こういうことであると御認識願いたいと思うのであります。

○中野鉄造君 それに関連してはまたお尋ねいたしますが、総理が従来から言っておられる、六十五年度までに特例公債の依存体質から抜け出す、脱却する、こういうことは今日の時点でも変わりございませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 変わりございません。

○中野鉄造君 社会保障予算というのは、今日の著しい高齢化の進行で、もう年々相当額の当然増がこれは見込まれていくわけですが、財政再建下の社会保障予算は基本的にどのように編成されるべきであるとお考えでしょうか。この辺のところを厚生大臣と総理にお尋ねいたしますが、総理は、過日の衆議院の社労委員会においても、「やはり福祉というものは、国民の皆さんが生活をしていく上に、安心あるいは安定の源泉になると私は思っております」と、このように御答弁なさっております。社会保障は年々の景気あるいは経済変動に左右されるべきものではない、私はこのように思いますが、そこいらのところ、まず厚生大臣からお答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(渡部恒三君) 先生御指摘のように、

社会保障の中で、特に年金とか、高齢化に伴うところの医療とか、身体障害者の皆さん方あるいは低所得者の皆さん方の生活の支当とか、これは国民の生活を守る糧でございますから、財政がどのように厳しい状態にあつてもこれはある程度の当然増と申しますか、必然増は避けられないものがございます。

幸いに、今総理からお話のありました六十年年度の基準設定においても、これらのぎりぎりの面は、大変厳しい財政状態ではありますけれども、お認めをちょうだいしておるのでございます。○国務大臣(中曾根康弘君) 社会保障関係費は国民生活の安定に欠かせない基礎的条件の整備を意味しますから、私はこれを確保していくということとを基本的な考えとしていきたいと思います。前申し上げたとおりで、変わっておりません。

しかし、今の財政状況から見ますと、社会保障関係費についてもやはり重点化、効率化という努力していくべきものであると思います。やはりこれだけは絶対守ってあげなければならぬという厳守のライン、それからこの程度は何とか努力して維持していくという現状ライン、あるいはより好ましいライン、そういうニュアンスはいろいろあると思うんです。しかし、それらのニュアンスの中におきましても、予算編成の過程においてその絶対ラインはもろろ守る。それからほかの国家との見合いにおいて、ほかの国がやっているようなことはできるだけ我が国もやれるようにしてあげたい。そういうようなさまざまな配慮をしつつ、予算の許す範囲内においてできるだけ努力していくというのが政治家の正しい道ではないかと思っております。

○中野鉄造君 そうしますと、六十年年度の概算要求の中でもちよつと出ておりますけれども、六十年年度六千五百億の当然増というものが見込まれております。しかし三千四百億の枠しか認められていないわけですが、そうすると残りの三千百億円というのはどのようにしていくお考えであるのか。総理にお聞かせをいただきたいと思えます。

す。

○国務大臣(中曾根康弘君) かなりの額を厚生省に負担願わなきやならぬのはまことに遺憾であります。厚生省がそれにつきましても努力してくださることにについては非常に感謝しております。でございます。

これらの予算編成はいよいよこれから作業をするので、まず、八月中に概算要求を出す、それから九月以降には今度はその内容についていろいろ仕分けして大蔵とも相談をやっていく、そういうことになって各省内の作業が始まるということでございます。今中身について、いろいろ仕分けして申し上げることはできないと思えます。しかし、今後予算編成の過程におきまして重点化、効率化をさらに進めて、省内全体を見渡して適切な努力をしていきたいと思います、このように考えております。

○中野鉄造君 今総理の御答弁の中にもありましたように、厚生省でかなりの努力をさせていただくと、ちよつとそこが私は非常に気がかりなところでありまして、厚生省のなされるその努力というのが、本当に抜本的な見直しをしなくてはならない薬価の見直しだとかもろもろの、そういう医療行政の上でやることとかもろもろの、そう思うんです。ところが、そういうこととが先送りになつて、ややもすればとかく弱い立場の庶民にその負担がかかってくる、この法案に象徴されるような。そこが私は一番危惧するところでございます。

そこでお尋ねいたしますが、防衛費については七増の二千五百億円と、こうなっておりますけれども、これがこのまま予算の伸び率となるわけではございませんし、そうあつてはならないと考へますが、国民総生産の二%以内という政府の基本的考へがどうも崩れていくんじゃないか、そういう心配がされてならないんですが、この一%厳守ということをこの場でひとつ約束いただけますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 一%という数字との

関連におきましては、やはり今後の経済成長、景気の状態、そのほか諸般の変動要因がございまして、今後それらの数字が確定しませんが一%というものは判定しにくいという状況であると思っております。

しかし、いずれにせよ政府といたしましては、昭和五十一年の三木内閣の防衛費に関する閣議決定の方針についてはこれを守つてまいらるつもりであります。

○中野鉄造君 ただいま議題となつております健康保険法の一部改正案が秋の総理の改選と絡んでよく論じられていくというのか。私どもから言われるならば、こうした問題がややもすればそうした政争の具にされるということはこれはまことに遺憾なことでありまして、国民にとつては甚だこれは不幸なことだと、こう思うわけですが、総理、いかにお考えですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政争の具になつていくということは全然ない私は思っております。自由民主党は、先般も党の代表を加えまして政府・与党の最高会議をやりまして、臨時行政改革審議会の意見書を最大限に尊重してこれを実行する、そういうことを党と一体になつて決めて、そして今回の諸般の概算要求その他も行いつつあるわけであり、その中心はやはり臨時行政調査会の答申を尊重して行革を推進していく、また、財政改革も推進していくと、そういう点では完全に一致しておるところであり、その一環としてこの社会保障体系の見直しという点もそういう中に含まれてきておるのであります。

そういう点におきましては全く一体になつて行われておるのでございまして、どこに政争の要素があるんだらうかと、私と言葉を聞いて不思議にたえない次第なのであります。

○中野鉄造君 こうした論議を余りやっていると、時間もありませんので、もうここいらでやめにしておきますが、総理は今国会の冒頭の施政方針演説の中でもおっしゃつておりますが、「老人

しかし、現段階になりますと、これだけの大きな財政負担というものが日本の将来の財政力の機動性を失わせてきている、硬直性を呼んできている。そういう意味において、子孫のためにもここでこの大きな借金をそのまま子孫に渡すには忍びない。子孫の幸せを抵当にして我々が今日安閑として楽しんでゐるわけにはいかぬ。そういう考えに立ちましまして、苦しい、きついことではあります

けれども、財政再建に入り、国民の皆様方にいろいろ御苦勞をお願いして、これが行政改革であり、財政改革でございます。

その一環として、厚生省当局にもまたそれに対応する部分については御協力を願ひして、現在、情を見ますとこの様な御負担を願ひすることを必ずしも私は喜ぶものではございません。できる限りこういうことは避けたいと思つておるのでございませうけれども、この点はやむを得ざる措置として御認識願ひたいと思つてございませう。

○山中郁子君 それは通らない。なぜかと言え、それじやどうして防衛費だけ連続して突出させるのですか、今度もまた。そうじやないのよ、全然通らないのよ、あなたの言うことは。

私、伺いますけれども、これは「日本型福祉社会」という自民党の研修書です。この中で、「今後、医療費の無駄な膨張を避けるためにはどうすればよいだろうか。答は一つしかない。それは「長瀬関数A式」のXを大きくすること、特にゼロでなくすること、である。いいかえれば、患者の自己負担分をふやすことである。」「人は自分の財布と相談して真に必要なものだけを買う」という原則を、多少なりとも医療保険制度の中に導入しなければならぬ。」「このことを書いてあるのです。人は自分の財布と相談して洋服や靴や家具を買わなきゃいけないという話ばかりあります。人は自分の財布と相談して真に必要なものだけを買う」という原則を、多少なりとも医療保険制度の中に導入しなければならぬ。」というように言っているんです。

総理にお尋ねいたしますけれども、公的医療保険制度についてこういう原則を導入できるのですか。することを肯定なさるのですか。

○委員長(石本茂君) ちょっとお待ちいただきます。速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(石本茂君) 速記を始めて。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり新憲法の命ずるところは、自由主義、民主主義ということでありまして、自由主義、民主主義の基本的な自由であり、あるいは民主主義である。あるいはそれは基本的な人権という形になります。そういうものは、本当の自由といふものは、やはり基本的には自己責任とかあるいは自立精神とかそういうものを伴うものではないかと思つておるのでございませう。それを維持していく基本的なものであると思つておるので。

しかし、病氣になったりあるいは著しく悩むような方々には、連帯の精神に基づいて相互扶助を行う、あるいは国家が国の仕事としてそれらの方々の面倒を見さしていただく、これはやはり近代国家の理想であつて、そういう精神に基づいて行われておりますが、やはり一番の基本的なものは自由であり、自由の基本的なものは自立である、そういう原則を忘れてはならないと、そう思つております。

○山中郁子君 私は今自由自立論を言っているんじゃないんです。医療の問題を言っています。憲法二十五条にも社会保障、福祉における国の責任をうたつておられます。今私は自民党の「日本型福祉社会」というものの一部を紹介いたしましたけれども、「人は自分の財布と相談して真に必要なものだけを買う」、そして「医療費の無駄な膨張を避けるためには」「患者の自己負担分をふやすことである。」これは結局近代的な社会保障の理念を根本的に覆す徹底した富める者の論理です。よね。かつて貧乏人は麦を食えという発言をしたことで問題になった総理大臣がございました。まさに貧乏人は麦を食えという、そういう医療版じゃないんですか。自由自立論を私は今言っているんじゃないんです。こういう考え方「人は自分の財布と相談して真に必要なものだけを買う」という原則を医療保険制度の中に導入する、これは間違ひでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 医療保険制度もやはり基本的には憲法の上に立脚しているので、憲法の

の根底にあるのは、やはり自由あるいは自立というものがあつておるのであります。

しかし、福祉国家の理想という理念がございませうから、そういう意味において社会保障制度を充実させる。あるいは憲法二十五条で、最低の文化的な生活云々ということがあつて、そういう面から国家は国家としての仕事をやっていくという、そういう面から行われておるのであります。そういう面から見て、やはり国の財政にも限度があり、また自立精神といふものも国を支えていく上で非常に大事でありますから、いわゆる美濃部さんがやつたようなばらまき福祉といふものは、東京都の財政を非常に破綻に瀕するくらいまでやつて、それで今の知事さんが非常に苦労して、あるいは北の国の名前が呼ばれておられるような何とか病といふのがよく言われる、これはいわゆる乱診乱療とか、あるいは過剰なそういうことから国民の中で非常に悪質な過重負担が一部に出た、そういうものが指摘されておられる。それが外に出たのではないかと思つておられます。それらは外国の例として我々はまたよく勉強していかねばならぬと思つておられます。

それはしかし、社会保障制度といふものが歪曲されて利用された結果であつて、社会保障制度自体が悪いのではないのです。立派に運用していただければ立派にいくのであつて、そういう純正な立派な社会保障制度といふものを我々は堅持して育成していかなければならないと、そう思つておられるわけです。

○山中郁子君 東京都政におけるばらまき福祉だとか、外国の何とか病だとか、全く関係のない、何だかさっぱりわからないことをいろいろおっしゃつておられますけれども、私は、限られた時間ですからそのことについての議論には入りません。それで、今私が申し上げたいのは、今度のこの法案で、委員会の中でも議論されていまして、高度先端医療の問題、あるいは差額ベッド、歯科材料、こういう問題をめぐつて、結局財布の大きい人にしか高度先端医療の恩恵が及ばないと

いうことが大きな問題になりました。私は総理にこのところではつきりさせていたいただきたいのは、公的医療保険、つまり、皆保険下では、医療内容に差別が持ち込まれるようなことがあつてはならないはずだ。少なくとも高度な医療もなるべく早く保険適用されるという姿勢で運用されるべきだといふふうに思ひますけれども、この点については、ごく基本的な姿勢で結構ですけれども、総理としてのお考えを確認しておきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 基本的には高度の先端技術を利用した医療制度も国民に均等に及ぶようにしたいといふ、私もそう思います。

ただ、それがまだ普遍化してない、そういう段階において、全國民にすべてそのまま適用し得る段階にあるか、それだけの財政力を国家が持つてゐるか、また利用の度合いにおいてそれほど頻度のあることが行われておるかどうか、いろんなそういう技術的な面も一面において検討しなければならぬと思つておられます。

そういう意味から、ある過渡期的におきましては、そういうような選別、あるいは選択、あるいは自由選択、そういう制度は自由主義社会においては考えられるのでありまして、それらをどのように時代とともに普遍化させ調整していくかという点に政治の仕事があるように思つております。

○山中郁子君 基本的な姿勢ということでお伺ひいたしまして、基本的にはそうであるとおっしゃつて、あなたはいつもその後の方がいけないんです。まさに医療に差別が持ち込まれてはならないというところで、あなたが正しいと言われた、その以降におつちやつたところに、この今回の改悪案の中にあるそういうことがずつと出るから、だから結局医療に差別が持ち込まれるんじゃないかという、そういう国民の大きな不安とそれから批判が解消できないというのを私は重ねて申し上げておきたいと思ひます。

それで、これは最後になりますけれども、私はこの委員会、今まで二回しか質疑に立つ機会が

なかつたんですけれども、渡部厚生大臣にもいろいろこの点については申し上げました。それで、張本人である藤波官房長官の出席を何回も求めたんですけれどもお見えいただけなかったものですから、俗に官房長官というのは内閣の大番頭であるということ、まさに中曾根総理大臣の片腕だということだと思ひますので、ここで総理にきちんとしていただきたいと思います。

これは政府の「フォト」という広報誌です。御承知だと思います。ここで藤波官房長官がこの健保の本法案に関して、「乱診乱療」薬づけなど目にあまるものがありますね。また患者の側も、容易にお医者さんにかかる。一部の病院では待合室が娯楽室化しているのも事実でしょう。ですから少しご本人にも負担していただければ、医療費がどんなにかかっているか。と、こういうふう

に発言されて、ちゃんとこれ活字になっているんです。私は、藤波官房長官がお出にならないうから、しようがないから渡部厚生大臣に、閣僚の一人として、あなたの趣旨説明と違ふじゃないかと、この法案を提案した、二十一世紀を展望してどうか、給付の公平化を図るとか、制度の安定だとか、いろいろ言っていることと全然違ふことを藤波官房長官は言っているじゃないかということで、藤波官房長官にその話を聞いてきてくれということで申し上げました。それで、ただただ恐縮しておりますというだけをおっしゃっているんですけれども、ですから渡部厚生大臣は、ここで藤波さんがおっしゃっていることは、自分が責任者として、提案者として提案した理由と確かに違ひますというところは繰り返しておっしゃっているんです。ですから、私は総理大臣の責任において、この藤波官房長官の発言を国民に対して謝罪し、そして撤回するということを政府の機関誌ですからね、政府の広報誌ですからね。もし渡部厚生大臣がおっしゃっていることが事実ならば、その事実というのは本場の提案の趣旨はそうではないということならば、それは総理大臣の責任におい

て、内閣の責任において、この藤波官房長官の発言を撤回し、謝罪するということをこの「フォト」の誌上で責任を持つてきちんとけじめをつけていただきたいと思います。これは総理大臣の責任において約束をいただきたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私も今資料いただきまして読んでみましたが、このくだりは、要するに乱診乱療というもの、弊害を強く強調したというところであつて、やっぱり乱診乱療ということ、は前から言われておるところであり、あるいは審議会においても指摘されたりしているところでもあり、また臨時行政調査会の議論の中においてもこれは強く言われたところでありまして、そういう点がないとは言えないと思ひます。そういう面を重点化し、効率化して本当に困った人たちにさらに手厚い医療制度を持つていくというのがやはり政治の責任なのであります。

それから老人医療等につきまして、ここにあります病院の待合室云々というの、この言葉も実はよく言われておる言葉で、そういう現象は多少なきにしもあらずではなかつたのではないかと思ひます。我々が、私は高崎に住んでおりました、高崎の病院なんかへ行きまして、そういうことがよく言われておりました。

そういう意味において、弊害の面を少し強く表現したということ、別に他意はないというふう

に御理解願ひたいと思ひます。○山中郁子君 本人にも負担していただかなければ医療費がどんなにかかっているかわからないと、こうおっしゃっているんです。本人に負担してもらつたというのが今度の法改正じゃないですか。あなたが幾らごまかそうとしたつてだめ、厚生大臣が既にこれは考え方が違ふと、藤波さん

す。最後に私は、まさにこういう改悪案が、今までの審議の中でさへ明らかになつてきているということ

を国民が納得するはずがない。あなた方がこういうことを強行しても必ず国民の痛烈な審判を受けるであらうと思ひます。

いづれにしても、今からでも遅くはありませんから、国民のこの声を率直に聞いて、この健保改悪の意図を捨ててべきである、このことを強く主張いたしまして、時間になりましたので質問を終わります。

○柄谷道一君 総理の公的諮問機関であります社会保障制度審議会が、昭和四十六年九月、公費負担医療の分野拡大と医療保険の位置づけの明確化、健康管理施策の充実拡大、医療供給面の整備と改革など六項目にわたる抜本改正の意見を総理に提示したこと、及び、四十五年十月の意見書提出に引き続き、厚生大臣の諮問機関である社会保険審議会が、健康管理体制に対する行政機能の一貫した体系化、医療供給体制の体系的整備など同じく六項目について具体的な提言を行いました。

これらを国民の合意を得て計画的、年次的に実践することこそ政治が緊急に対処しなければならぬ要諦である、これを怠れば保険財政は破局に達し、我が国の社会保障にとつて重大な影響を与えるであらうと警告しておることは、総理も御承知のところであらうと思ひます。

本会議で私が総理に質問をいたしました際に、総理は、答申を受けて以来の政府としての努力を例示しながら、政府が怠慢でなかつた旨の答弁をされました。しかし私は、それらの審議会答申が満たされているとするならば、本法案を審議いたしました両審議会が、今回の改正案は財政対策にとらわれる余り、保険財政における収支のバランスのみにこだわつた感があり、医療制度の根幹について慎重かつ広範な検討が必ずしも十分に行われたものとは思われぬという鋭い指摘を投げかけるはずはなかつたと思ひます。

また、厚生省が「二十一世紀をめざして」という副題をつけた見直しについては具体的な年次を明確にいたしておりますが、その他につきましては、甚だ失礼ではございますが、論文の域を出ておりません。何ら具体的実践の方途、計画というものが明示されていないわけでございます。

私は、医療問題の前提諸条件に関する議論をこ

こで行えば何時間あつてもその議論は尽きないと思ひます。ただ一点、総理にお伺ひしたいことは、政府は、両公的審議会の答申を尊重して、前提諸問題の改革に関する長期構想と年次計画を示すよう、総理から厚生大臣に指示することが、この審議会答申に沿うものではないと思ひますが、総理にその御用意はございますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 柄谷さんが年来、長期展望あるいは計画をせよとおっしゃつて質問をいたしておることを私もよく認識しております。政府といたしまして、できるだけその長期展望に立つた、そして諸問題に取り組み必要があるということ、これは御指摘のとおりであると考えております。

厚生省といたしまして、そういう方向で努力はしていると思ひます。社保審の答申等々を踏まえまして、健康管理体制あるいは医療供給体制あるいは医療の問題あるいは公費負担の問題、それから保険制度あるいは保険給付の問題、診療報酬の体系、技術の問題等々につきましても、一つ一ついろいろ努力をしておるの

でございますが、全般にわたるそういう体系的な計画というところまでまだ至つていないのは甚だ遺憾でございます。しかし、その年次計画等につきましても、その性質になじむもの、かつ、適切である、やれると思ひものにつきましても、今後とも考えてまいりたいと思ひます。

○柄谷道一君 私は、八月二日に厚生大臣に対しまして、我々はもちろん定率負担の導入に対して反対の態度をとるものではございませんが、仮に政府が被保険者本人に定率負担を課せうとする場合、高額療養費制度の抜本改正と保険外負担の改

善が不可欠であることを強調し、厚生大臣の答弁を求めました。

厚生省が昭和四十九年に保険外負担の改善についての通達を行っております。自來既に十年を経過いたしました。しかし、この通達の線はまだまだ達成されておられません。私は本人に定率負担を課せようとする場合、保険外負担の存在というものは従来以上に大きな意味を持つものになると思うのでございます。したがって、差額ベッド、付添介護など保険外負担の解消、改善については、私は病院経営の実態把握、看護基準の見直し等を含む総合的観点からメスを入れまして、その改善のための総合施策を確立し、強力にこれを推進していく必要があると認識いたしております。

総理はこうした問題について、より強力な施策を進めるよう厚生大臣に対して指示を与えるお考えはございませんか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 差額ベッドの問題や付添看護の改善につきましては、厚生省におきましても鋭意努力して、相当の効果を上げていくと聞いております。

しかし、今回この法律案に盛り込んだ特定療養費制度の運用基準の設定や、診療報酬の合理化問題につきましては、中医協で幅広く審議が行われることとなりますので、これらの審議を踏まえ、不適当な保険外負担の改善を図るため、適切に対処するよう指示したいと思っております。

○柄谷道一君 衆議院段階で修正が行われましたが、この法律はあくまでも八割給付を建前とするものでございまして、九割給付は激変緩和、時間的なものとしての位置づけがされております。

私は、本来あるべき給付率というものは、一割負担後の受診率の動向と、国民の健康確保に与える影響、医療保険制度の前提諸条件の整備、保険外負担の改善、さらに、これらが医療費及び保険財政に及ぼす影響、また、両公的審議会が、給付率は画一的なものではなくて、入院等重症の疾患を持つ者に対してはより重くという配慮をすべき

だと答申いたしております。答申との整合性、さらに、各種保険制度の一元化に当たりましては、被用者保険と国保との給付と負担の公平など、審議を深めまして検討されるべき性格のものではないかと思うのでございます。

私のこの意見は、与党自民党が推薦をいたしました千葉大学の地主教授も、全くこの考え方に同感である旨の意見を述べられました。また、帝京大学の江見教授は公述人としてこの委員会に立たれましたが、前提諸条件の整備と給付率の一体的にとらえられるべきである、したがって、八割給付は一応のめどであるけれども、より慎重な検討とその選択が必要である旨の陳述をされたわけでございます。私は、こういう立場に立ちますならば、少なくとも八割給付は本案から削除すべきであるという立場に立つものでございまして、それを言いましたも総理はオーケーとは言われませんでした。

そこで一点絞って御質問いたしますが、私の挙げました諸条件は、今後の国会が八割給付を議決するに当たりまして慎重かつ広範な検討が行われ、この検討を踏まえて決せられるべきもので、この認識はいたしますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) その点は御指摘のとおり、九割給付実施後の医療費の動向あるいは国民世論、あるいは国民負担、諸般の状況等を十分に勘案して、与野党のいろいろな御協議も経て国会の御承認を求めることにしたいと思っております。

○柄谷道一君 ただいまの御答弁を再確認いたしたいわけですが、衆議院修正による国会の議決とは、ただ自動的に時期だけを決定するものではなく、本法案施行後も私の挙げました諸条件が国会で議論され、これらを踏まえて議決されるべきもので、いわば八割給付とは一応のめどであると理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 将来の一元化を考え、大統合と申しますか、大一元化を考え、特に重症に悩む国民健康保険、七割給付という低水準

にあるこの国民健康保険を引き上げていく、八割にまで持っていく、そういうような大きな事業を抱えております。展望を見ますと、原則八割というのはやはり政府の決定したとおり適当であると思っております。しかし、急にそういうふうに移行するということは余りにも衝撃が大き過ぎ、非常に困難や混乱も伴う、そういう意味においてこの点は慎重を要する。したがって、国会の承認を得るという形でその時期は決める。しかしそれを提議するにつきますと、この九割実施の状況をよく踏まえて、諸般の情勢をすべて勘案して政府・自民党は国会に提議すべきものであり、また国会におきましては、独自の立場に立つてそれらの諸般の状況を勘案しながら御判断をいただくべきものであると考えております。

○柄谷道一君 中曽根内閣にとりまして最大の課題は、財政再建と行政改革の断行であると思っております。しかし私は、厳しい財政経済、国際環境の中で、国民の本当に求めるニーズと期待にこたえていくためには、すぐれて高い識見に基づいてこれを遂行していく必要があると思うわけでございます。そのためにはめり張りのきいた予算編成、国民の期待する重点的政治要求、これを当然とらえた上での予算編成が行われなければならぬ、こう思考するものでございませう。

そういう立場から、去る七月三十一日に昭和六十年年度の概算要求基準が閣議決定されました。この基準は、ただいま私の申し上げました趣旨にかなうものであるという御認識をお持ちでございませうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 趣旨にかなう一つの過程であると考えております。

○柄谷道一君 一つの過程という表現を今総理は使われました。そして、先ほどの委員の質問に対して、九月以降与党主導のもとに予算編成を行うという第二のステップを踏みたい、こういう御答弁があったと思うのでございます。

私は、政策審議会の副会長として自民党政調会長との会談にも参加いたしました。その政調会長

の御発言は、与党主導ということではございません。もちろん与党もその中心ではございますが、九月以降野党とも協議を重ね、入れるべき意見はこれを取り入れ、そして与党主導というよりもむしろ政調会長で予算の編成を行いたいという強い意欲を政調会長は示されたわけでございませう。ただいま、さきの委員の御質問に対する与党主導というお言葉と政調会長の御発言とはややそのニュアンスを異にすると思っておりますが、再度明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(中曽根康弘君) 私が政調会長と話し、協議して、今回の予算編成をやるについて決めた原則は、この七月末に行われる概算基準の設定というものは昨年並みに厳しく行うということ。それから臨時行政改革審議会の意見を最大限に尊重して実行する。それから九月以降については、これは大蔵省が党に対して情勢報告を行う。そして十二月において自民党主導のもとに、党主導のもとに重点的調整をもって予算編成を行う。こういうことを党の方針として決めたのであります。ところが、党はまた、議院政治を運営するという立場になりますと、党が決めるにつきましても野党の皆さんの考えをよくお聞きする、いろいろお考えもいただき、いいものは採用させていただきます、また話し合いをさせていただく、これをやるのはやはり我が党の国会運営の方針でもございませうから、今度はそういう立場で各党に対しては臨みたい。それを政調会長が示したので、妥当であると考えております。

○柄谷道一君 私は、今後政府が予算を編成するに当たりまして、行政改革の進展状況というものを把握する必要があると思うのでございます。

例えば今審議されております医療、さらに今衆議院で審議されております年金、これは制度の本質に切り込んだいわば改革案でございませう。そのように現在の時点を考えますと、制度の本質に切り込んだ課題、問題、形はつくったけれどもこれから切り込むとする問題、まだ臨調答申の入り口を模索している問題、これらが今混在している

というのが行革の現状であろうと思うのでございます。したがって、これらの進展状況を無視して画一的シーリングをかける、ないしは基準を設定するということになりまして、先に行革を行えばさらにそれからどんどん切り詰められていく。こういうことでは真の行革の実を上げることはできないし、私はそれは国民の間に一つの大きな問題を醸し出すと思うのでございます。

少なくとも、今回の医療保険制度が議了すれば、この基盤の上にこれから数年は乗っていくわけでございます。年金も同じでございます。とすれば、これを底辺としてこの上に自然増というものが乗っていき、これは制度の本質に切り込むべき課題から外れている、これが正しい認識であらうと思うのですが、私の認識を生かして今後の予算編成を行われるのかどうか、これをお伺いして私の質問を終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 改革されたものにつきましては、その改革されたものの基礎の上に立つてすべて進行していくことであると思っております。

しかし、その進行の過程におきましても、改革の内容によりまして、ここにありましますように国会の御承認をいただいて八割に移行する、そういう手続の場合もありますし、そういう手続が全然書かれてなくして、政府がまた随時見直しつづきに改良していくという場合もございますし、全然手につけていけないものについて、また新しい切り口をつくっていくという場合もございます。これらは、随時答申を尊重して、いろいろな項目につきまして一つ一つ検討した上で慎重に行つてまいりたいと思つておるところでございます。

○下村泰君 こんなお時間まで総理がこういう委員会に御出席ということは、総理大臣というのはよほどの体力の持ち主なんだと感服つかまつております。

私は、素朴な質問をさせていただきます。

まだ国会は終わつたわけじゃございません。明日の土曜日よりと思えばやれます。そして来

週、月曜、火曜日もございます。何でもこんな時間までかけて急がねばならない法案なのか、これを総理に伺いたいんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政府側といたしましては、この法案は国会政府提案で出しました法案で御審議願つていられるものも重要な法案の一つでありまして、できるだけ早目に確実に成立させていたいただきたい。十分御審議を願つた上でそのようにお願いしたい、そういうところから与野党でお話しして、十分御審議を願つていられることではないかと拝察いたします。

○下村泰君 野党側の諸先生に伺いますと、まだ審議する時間は足りないというふうなことをおっしゃつていらっしゃるようです。

先ほど総理のお話をちよつとお伺いしております。和田先生が御質問なさつていらつしやるときに、本予算はバランスを考へておつしやいましたけれども、防衛費というのが非常に余計に予算が出されているのに比べると、この健保の予算というのは何かバランスが崩れているような感じがするんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回の予算概算シーリング、概算の基準設定につきましては、聖域は設けないで昨年並みに行うと、そういう方針でやつたのでございます。

昨年も大体似たような線でやつておりますが、防衛費については昨年は六・八八でありました。これは七というところであります。ODA、海外経済協力費については一・四というので、これも重点化しておるわけでございます。そういう意味におきましては、なるほど率は大きくなつておりますが、これは日本の置かれておる国際的な地位や環境、国際国家として進んでおる日本の今の立場、それから防衛計画大綱の水準をできるだけ早く達成するという政府の政策、そういうような面からそういうような線を今までたどつてきておるわけでございます。ことしもそういうライン上において努力をしているものである。

しかし、これはまだ一つの過程でありまして、最終的決定は十二月の最終的な予算編成のときに決まるものである、そのようにお考え願ひたいと思つ次第でございます。

○下村泰君 総理、私は非常に単細胞かも知れませんが、総理の施政方針演説の中に、「我が国自身の防衛については、必要最小限の質の高い防衛力の整備を図り、と、こうなつております。そして、「平和憲法のもとで専守防衛に徹し、非核三原則を堅持しつつ、近隣諸国に脅威を与えないような軍事大国にならないことは当然であります。」と、こうおっしゃつていらっしゃるわけです。

どの道これから日本がどう再軍備をしたにしても、今のアメリカとソビエトの持つていような軍事力に到達することは到底及びもつかないと思つてます。また、そういうような軍事力を持つたとすれば、現在の経済というものが、それから今現在この平和に甘んじている日本の国内の状態は一挙にして崩れ去るものと私は思つてます。いかに軍事費が高くなつていむだなものかというのは、私自身も戦時中を経験しております、よくわかつております。

もちろん総理にはそんなお考えはないと思つてます。現在の日本は何もない国で、あらゆる国からいろいろなものをちようだいしてこれを加工し、それぞれ貿易の物品として世界に輸出して生計を立てているような状態、としますと、総理がいつもおつしやつていられるように、総理は外交政策がお得意のようでございます。むしろ外務大臣の上をいくんじゃないかという感じがするんです。しかも教育の中には、国際感覚を持つた国民をこれから育成していかなければいけない、そういう国際感覚を持つた人たちがこの外交問題に専心し、諸外国との交わりに専心するような方たちが出てくるならば、その外交一つだけでも軍事力は要らないという方向に行けるんじゃないか、いわゆるスイスのような状態に日本がなれるんじゃないかと、そんなような感じを持つてすけれども、総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そういう世の中が出ること私ども熱望しておりますが、しかし防衛という問題は、これは総合的安全保障というものとに防衛が行われるべきことで、外交も、あるいは石油の備蓄も、あるいは海外経済協力も、あるいは国連における活動も、世論喚起の問題も全部、総合的にその一環とも考えられるのであります。

しかし、防衛というものを抜きにして現在国が守れるかといへば、遺憾ながらそういう状態ではない。日本の周囲の情勢等を見ますと、ここ五年以前と今回とを比べると、格段に周囲の軍事力は強化されておまして、大きな変化が起こりつつあるわけでありまして、我々の方としては、侵略を行かせない、もし万一それが起こつた場合は、限定小規模のものにに対応するに必要なものをつくらう、そういうことで限定小規模、そういう範囲内の枠内における専守防衛という形で、非常に節度のあるやり方で行つておるのであります。

それにしても、防衛費が多いじゃないかと言われますが、これはすべて相対的なものでありまして、日本の周囲における諸般の情勢というものを考えますと、限定小規模でもこの程度のものはやはり持つていなければ危ない、そういう考えに立つてやつておるので、御理解をいただきたいと思つ次第であります。

○下村泰君 まだ私がこういう場所に来ませんと云ふには、総理には、幾多のテレビの番組、ラジオの番組に御足労願つて、そのときそのときの折々の政治問題を御質問いたしまして、いろいろと御高説を承つたこともあります。そして、総理がつて青年将校とうたわれたときに首相公選論を唱えられたこともございます。ちようど私が東京タワーで「タワープレゼント」という番組を持つておるときでございました。そのときにその番組の中で、これが正論だ、同じ政府を預かる政党の中にこういうことを堂々と述べた方がいらつしやう、実に立派なものだということ電波を通じて全国へ宣伝したことがあります。そのときたしか、総理の秘書の方がジョニ黒を一本くれたのを

今でも覚えています。

そのときの熱気あふれる中曽根総理と今の総理を比べると、ああやはり本当に総理大臣のいすにつくと、少し変わってきたんだなというような感じがいたします。

総理、実は私はいろんな作文をつくるのが好きなんですけれども、この総理の施政方針演説の中に、「国民の皆様」という言葉が出てくるんですね。どのくらい出てくるかというと、八回出てくるんです。そして、その「国民の皆様」という前後の文章というのは、必ず国民の皆様は協力ばかり求めていらつしゃって、政府の方はこれこれこういうことを国民の皆様にはしますよというのは余り見受けられないんです。

結びの文句にこういうのがあります。「すべての家庭が、一日の平安を感じて夕げの明かりに家族団らんのひとつときを過ごし、あすへの希望を語り合える世の中をつくり、家庭を守り続けることとが、いつの世にも変わらぬ政治の責任であります。私は、国民の皆様が安心して日々の生活が送れるように心骨を砕き、安定と信頼の政治実現に全精力を傾けていく決意であります。」これは、今NHKで昼の時間に「ロマンス」というのをやっておりませんが、あれがちょうど日本の映画界の胎動期というようなものを背景にしてつくられておりますが、あの中に弁士という商売がございますが、もし弁士がこれうたい上げたら大変な名文だと思ふんです。別に私はうたい上げる気持ちにはございません、ノーギャラでございますから。この文章を、私ちよつと変えてみたんです。

すべての家庭が、一日の平安を感じて夕げの明かりに家族団らんのひとつときを過ごし、あすへの希望を語り合える世の中をつくり、家庭を守り続けるはずでしたが、重病人を抱え、あまつさえ、一家の大黒柱が不治のがんに侵され、時あたかも死者にむちうつがごとく健保の値上げ、ああこの世に神も仏もなきものや。私は、国民の皆様が安心して日々の生活が送れるように心骨を砕き、安定と信頼の政治実現に全精力を傾けていく決意で

あります。私たち貧しき国民の味方の中曽根総理は今いずこ。こうなるわけです。

こういう感情をもつて見つめる国民の、いわゆる恵まれない国民がたくさんいるわけです。そういう方々に向かって総理はこの御自分でお書きになった名文句をどういうふうにご説明なさいますか。それを伺いまして、終わりにさせていただきます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 御趣旨はよくわかっております。できるだけその御趣旨に沿って今後誠心誠意努力いたします。

○委員長(石本茂君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

明四日、午前零時五分から、健康保険法等の一部を改正する法律案の審査のため開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五十七分散会